

大阪府における地方独立行政法人評価委員会の 運営及び評価の基本的な考え方

平成25年6月10日

この「大阪府における地方独立行政法人評価委員会の運営及び評価の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）は、全庁的な均衡を図る観点から、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（平成16年3月30日大阪府条例第2号）第2条の表の下欄に掲げる地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の運営や評価を実施するに当たっての基本的考え方を示すものである。

それぞれの評価委員会においては、この基本的な考え方を標準に、運営規程及び評価に関する必要な事項を定めるものとする。

I 評価委員会の主な役割

（1）各事業年度に係る業務実績に関する評価（以下、「事業年度評価」という。）の実施

中期計画に定められた各項目の実施状況を調査分析し、その結果を踏まえ、業務実績全体について総合的な評価を行う。

（2）中期目標に係る業務実績に関する評価（以下、「中期目標期間評価」という。）の実施

中期目標に掲げられた各項目の達成状況を調査分析し、その結果を踏まえ、業務実績全体について総合的な評価を行う。

（3）評価結果の通知・報告・公表等

（1）、（2）の結果を法人に通知し、必要に応じ改善勧告を行う。これらの事項については、知事に報告するとともに、公表する。

（4）中期目標期間終了時の検討を行うに当たっての意見表明

中期目標期間終了時において、知事が法人業務の継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行う際に、意見を述べる。

（5）その他知事からの意見聴取事項に対する意見表明

地方独立行政法人法に定められた、知事から意見を求められる事項に対して意見を述べる。

II 評価委員会の運営

（1）運営の基本方針

- ① 業務実績の評価は、法人の公共性及び透明な業務運営を図る観点から行う。
- ② 評価委員会においては、「Ⅲ 評価について」を標準に評価の進め方、方法等を決定する。
- ③ 評価委員会の会議は公開を原則とする。
- ④ 議事要旨及び会議資料を公表する。

（2）運営規程

評価委員会においては、「（1）運営の基本方針」を踏まえ、別添「運営規程（例）」を標準に運営規程を決定する。

Ⅲ 評価について

1 評価委員会の基本姿勢

- ① 法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。
- ② 府民への説明責任を果たす観点から、評価を通して、中期目標及び中期計画の達成状況や実施状況を分かりやすく示す。
- ③ 中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、必要に応じて意見を表明する。

2 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度終了後3か月以内に当該事業年度における業務実績を明らかにし、自己評価を記載した報告書を評価委員会に提出する。また、中期目標期間後には、当該中期目標期間の業務実績について報告書を提出する。

報告書の様式は、各事業年度に係るものは別表1を、中期目標期間に係るものは別表2を標準とする。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえ業務実績を調査分析し、「3 評価の方法」に基づき総合的な評価を行う。評価結果は、知事が9月定例府議会に報告できるように決定する。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見申し立ての機会を付与する。

3 評価の方法

評価は、各事業年度終了後に「年度評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれの評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 事業年度評価

中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。

①法人による自己評価・自己点検

事業の実施状況について、別表3に掲げる基準に基づき法人が自己評価・自己点検を行う。

②項目別評価（小項目評価）

評価委員会において、法人が行った自己評価・自己点検について検証、評価または進捗状況の確認を行い、別表4に掲げる基準に基づき評価を行う。

③項目別評価（大項目評価）

評価委員会において、小項目評価の結果及び特記事項の記載を踏まえ、別表5に掲げる基準に基づき評価を行う。

④全体評価

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式による総合的な評価を行う。

(2) 中期目標期間評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

①項目別評価（大項目評価）

評価委員会は、各事業年度評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況を調査分析し、別表6に掲げる基準に基づき評価を行う。

②全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

4 評価結果の活用

- ① 法人は、評価結果を踏まえ、組織や業務運営等の改善に取り組む。
- ② 知事は、法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可を行う際には、当該中期目標期間の評価結果等を活用する。
- ③ 評価委員会は、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して意見を述べる際には、当該中期目標期間の評価結果等を踏まえる。

5 目標・計画を策定する際の留意点

目標・計画を策定する際、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫する。

6 その他

この基本的な考え方については、制度を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直す。

7 経過措置

大阪府地方独立行政法人評価委員会条例(平成25年4月1日改正)の改正前の規定に基づき、この基本的な考え方の施行の日以前に大阪府地方独立行政法人評価委員会で決定された年度評価の考え方については、中期目標期間中の評価の統一性を図る観点から、評価を実施する際の基準として引き続き使用することができる。

IV 中期目標期間の終了時の検討を行うに当たっての意見表明について

知事が中期目標期間終了時の検討を行うに当たって、評価委員会の意見を聴かなければならないとされているのは、客観性・専門性を有する評価委員会の意見を検討に活かす趣旨である。

したがって、評価委員会は、この趣旨を踏まえて意見を表明する。

V その他知事からの意見聴取事項に対する意見表明について

評価委員会は、専門性及び実践的な知見を踏まえ、中立性・公正性を確保し、法人運営の健全性を客観的に担保する観点から意見を表明する。

以下（別表1～6）略